

平成 25 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 25 年 10 月 25 日 開会
平成 25 年 10 月 25 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(10 月 25 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会副議長の選任	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	5
○一般質問	5
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○同意第 1 号の上程、説明、採決	21
○同意第 2 号の上程、説明、採決	21
○議決事件の条項、字句等の整理	22
○閉会	22
○会議録署名	23

平成 25 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号

平成 25 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 10 月 18 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 石井 由己雄

- 1 期日 平成 25 年 10 月 25 日(金)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(22 名)

1 番 清水 保 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 吉田昭男 君	7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君
9 番 樋泉明広 君	10 番 神宮司正人 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 井口 貢 君	14 番 井上達雄 君
15 番 近藤文男 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君
19 番 深澤平助 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

不応招議員(5 名)

5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君	16 番 芦澤健拓 君
20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君	

平成 25 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 25 年 10 月 25 日(金)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

日程第 5 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 一般質問

日程第 7 認定第 1 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 7 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 10 議案第 8 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 11 同意第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて

日程第 12 同意第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 12 まで議事日程に同じ

出席議員(22 名)

1 番 清水 保 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 吉田昭男 君	7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君
9 番 樋泉明広 君	10 番 神宮司正人 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	13 番 井口 貢 君	14 番 井上達雄 君
15 番 近藤文男 君	17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君
19 番 深澤平助 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

欠席議員(5 名)

5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君	16 番 芦澤健拓 君
20 番 山口勝也 君	21 番 藤江雅江 君	

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 石井由己雄君	監査委員 柳澤 清君	事務局長 菊原 忍君
事務局次長 小俣正春君	業務課長 坂本 昇君	会計管理者 小澤まゆみ君

業務課資格管理担当リーダー 吉野恭子君 業務課庶務担当リーダー 齊藤 岳君
業務課給付担当リーダー 若月和道君

事務局職員出席者

書記長 望月利偉 書記 横内克仁 書記 渡邊宗一郎

【開 会】

開会 午後 2 時 30 分

●議長(太田利政君) ただいまから、平成 25 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は、22 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前にご報告申し上げます。

5 番 古見金弥君、6 番 小林伸吉君、16 番 芦澤健拓君、20 番 山口勝也君、21 番 藤江雅江君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金、出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、石井広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 石井広域連合長。

○広域連合長(石井由己雄君) 皆さん、こんにちは。今年度から広域連合長に就任いたしました、大月市の石井由己雄でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集を頂き、平成 25 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方には、平素から当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、堀内前広域連合長におかれましては、平成 23 年 2 月から平成 25 年 3 月までの間、多大なご尽力をいただきました。感謝を申し上げたいと思います。

さて、後期高齢者医療制度の今後につきましては、去る 8 月 6 日、社会保障制度改革国民会議の報告書が提出され、「後期高齢者医療制度は、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられ、今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」との報告がなされました。当広域連合におきましても、制度の行方が非常に気になっておりましたが、今回の報告によりまして制度の継続性がある意味明確なものとなり、今後、円滑な制度運営に努めることが大変重要である

と考えています。

また、今月 1 日には安倍首相が、来年 4 月に消費税 8%への引き上げを表明しました。会見の中で「消費増税による税収は社会保障にしか使わない。」と述べております。具体的内容はまだこれからであります、今後どのような影響があるのか国の動向を注視して参りたいと思っております。

次に、保険料率の改定についてであります、保険料につきましては、概ね 2 年を通じて財政の均衡を保つことができるよう、2 年ごとに見直されることとなっており、平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率は、本年度中に決定することとされております。

現在、保険料率算定に必要な基礎資料等を用いて協議、検討しており、今後、国から示される算定係数等も含めて、基金等を活用した上で、新保険料率を算定していきたいと考えており、来年 1 月には、全員協議会を開催し、算定結果についてご説明申し上げる予定であります。

今議会では、平成 24 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定を頂く案件、また、平成 25 年度一般会計及び特別会計補正予算案、副広域連合長及び監査委員の選任などの議案を提案させていただくところでございます。

後ほど担当者から、それぞれの案件につきまして、詳細な説明をいたさせますので、何卒十分ご審議のうえ、ご認定またご議決をくださいますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

【議席の指定】

●議長(太田利政君) それでは、日程第 1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました、7 名の議員を、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、1 番清水保君、4 番吉田昭男君、13 番井口貢君、15 番近藤文男君、22 番後藤政行君、23 番高村富三人君、24 番小林昭一君、と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、4 番吉田昭男君と 19 番深澤平助君を指名いたします。

【会期について】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合副議長の選挙について】

●議長(太田利政君) 日程第 4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について」を議題といたします

選挙の方法については、指名推選の方法で行いたいと思っております、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、副議長選挙の方法は、指名推選といたし

ました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、議長において指名することにいたしました。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、鍋田幹雄君を指名いたします。

ただいま、指名いたしました鍋田幹雄君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、よって、鍋田幹雄君が山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

鍋田幹雄君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選を告知いたします。

【副議長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、当選されました、鍋田幹雄君のごあいさつをお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 鍋田幹雄君。

○副議長(鍋田幹雄君) ただいま、ご推選を頂きました南部町の鍋田幹雄でございます。

県内 27 全市町村からなる山梨県後期高齢者医療広域連合議会副議長の要職に就任をさせていただきました。たいへん緊張しながら職責を痛感いたしておるところでございます。議長の補佐役として、議会が円満、円滑に運営されますよう、誠心誠意、努力する決意であります。

広域連合長をはじめ、議員の皆様方のなにひとつよろしくご指導とご鞭撻を賜われますよう、よろしくお祈りを申し上げまして、簡単でございますが、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお祈りします。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(太田利政君) 日程第 5「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第 4 条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 清水保君、10 番 神宮司正人君、19 番 深澤平助君、22 番 後藤政行君、24 番 小林昭一君を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、5 名を選任することに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ありませんので、よって、ただいま指名いたしました 5 名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【一般質問】

●議長(太田利政君) 日程第 6「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め 30 分以内といたします。また、

関連質問は認めません。

4 番吉田昭男君から通告がありますので、発言を許可します。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 4 番吉田昭男君

○4 番吉田昭男君 議長の許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。

後期高齢者医療保険制度の特別軽減を段階的に廃止することについて発言をいたします。

平成 20 年 4 月に発足した後期高齢者医療制度は、本年で 5 年を迎えるわけですが、この制度は当初より欠陥だらけであり中止を求める地方議会の意見書が、200 を超える議会から提出されました。その中で政府も一部凍結案を発表したところです。

民主党は政権公約に制度の廃止を掲げ政権につきましたが、この公約を破ったために、国民の厳しい審判を受けたところであります。その後政権に復帰した自民党・公明党も制度を存続し、加入者の負担を増やす改悪案が次々計画されているところです。先ごろ安倍首相は、消費税の 8 % 引き上げを予定通り 4 月 1 日から実施する事を表明しました。従来より消費税の引き上げが社会保障の財源確保の為と偽り言い続けていましたが、今回は全くそのような言い訳もせず、逆に医療費の負担増や介護保険の利用制限、負担増、生活保護費の削減、年金を 3 年間で 2.5% を引き下げる等々、次々に負担を高齢者に押し付けています。さらに今度は、後期高齢者医療保険制度を改悪して健康保険組合や協会健保に加入する人に扶養されている後期高齢者の、2 年間に限り保険料の定額部分を 5 割軽減すると法令で規定されているが現在、特例で 9 割軽減となっているものを段階的に廃止しようとしています。

厚労省の積算によると年 360 円から 1,810 円の保険料負担増となるとしています。また、次の改悪予定として低所得者に実施されている特別軽減措置の廃止に向けた議論を進めているとの新聞報道もあります。もうこれ以上の負担増には高齢者は、耐えられない。連合会として国に制度の改悪を中止するように要請することを求めたいと思います。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) はい。4 番吉田議員のご質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、現在、健康保険組合等の加入者の扶養になっていた被保険者の保険料については、激変緩和措置として 2 年間均等割を 5 割軽減すると規定されているところ、特例として無期限で 9 割に軽減していること、また所得の低い被保険者につきましても、本来の均等割 7 割軽減のところを 9 割若しくは 8.5 割に軽減するなど、それぞれ特例の軽減措置を実施しているところであります。

先般、報道機関により、「厚生労働省は、この特例の軽減措置を段階的に廃止する方向で検討している。また、このことについては、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の医療保険部会で近く議論が始まる。」旨の報道がなされたことは承知をしており、実際一昨日の 23 日に開催されました社会保障審議会医療保険部会での議論の対象となっているところであります。

しかしながら、当広域連合は、この後期高齢者医療制度の運営主体として、国の施策の下、この制度を適切かつ円滑に運営し、そのための事務を執行する機関であります。

当広域連合の現在の立場といたしましては、社会保障審議会医療保険部会での今後の審議結果等注視するとともに、引き続き事務の適切な執行に努めて参りたいと考えております。以上です。

●議長(太田利政君) よろしいですか。

○4 番吉田昭男君 はい。

【日程第7 認定第1号】

●議長(太田利政君) 日程第7、認定第1号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第8、認定第2号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 監査委員 柳澤 清君

○監査委員(柳澤清君) 監査員の柳澤でございます。

平成24年度決算審査結果について報告をいたします。

審査は、平成25年8月20日午前9時30分より、広域連合事務室において私と芦澤監査委員の両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付されました歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、次のとおり提出いたしました。みなさんお手元の資料1の別冊、意見書8ページをご覧くださいと思います。

「一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであることから、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、保険者機能強化事業や健診事業等の疾病予防事業の拡充を図り、その抑制に努められたい。また、負担区分変更等で生じた医療費の返還金の未納額が増えているので、更なる管理強化を図られたい。

平成26年度からの保険料の改定にあたっては、医療懇話会等での意見を参考にしながら適切な保険料の賦課をお願いしたい。

後期高齢者医療制度は創設から5年が経過し、制度も定着し安定的に運営されている。今後も国・県・市町村と連携して、社会情勢や医療費の動向を把握する中で、安定した医療給付を行うと共に、予算措置についても適時的確に対応し、適切かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。」

以上、意見を提出いたしました。

●議長(太田利政君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第1号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) ご説明いたします。

認定第1号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の

認定についてご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書2ページ、3ページをご覧ください。

一番下の合計欄になります。歳入合計であります。予算現額5億8,871万9,000円に対し、調定額、収入済額いずれも5億8,888万4,462円であります。主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費など、市町村からの事務経費負担金、並びに財政調整基金からの繰入金であります。

次に4ページ、5ページをご覧ください。

歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額5億8,871万9,000円に対し、支出済額5億7,092万1,795円、不用額は1,779万7,205円となっております。

主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の不動産借上料、及び特別会計への繰出金であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、1,796万2,667円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、小俣次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小俣事務局次長

○事務局次長(小俣正春君) 次長の小俣と申します。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、別冊 資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書7ページからの歳入歳出事項別明細書」を基に歳入・歳出の主なものを説明させていただきます。始めに歳入であります。8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」は、収入済額は、5億40万5,088円となっております。内訳は、備考欄に記載してありますように、市町村より事務費の共通経費負担金として5億円、10市町村から広域連合システム端末の追加設備分として40万5,088円あります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「保険料不均一賦課負担金」、収入済額33万9,255円となっております。内容であります。当広域連合内におきましては、小菅村が対象となっております。なお、差額分につきましては、国及び県で1/2ずつ負担しております。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「保険料不均一賦課負担金」は、国庫負担金と同額の33万9,255円あります。

4款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」は、収入済額53万4,058円となっております。内訳は、財政調整基金及び臨時特例基金の利息分であります。

5款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」は、収入済額6,608万8千円でございます。10ページ及び11ページをお願いいたします。

6款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」の収入済額は、2,104万7,148円となっております。

7款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」の収入済額13万1,508円は、普通預金利子であります。

2項「雑入」1目「雑入」は、開示請求による診療報酬明細書のコピー代であります。収入済額合計、5億8,888万4,462円でございます。

歳入につきましては以上であります。引き続き、歳出について説明いたします。12ページ及び13ページをお願いいたします。

1 款「議会費」1 項「議会費」1 目「議会費」につきましては、支出済額 104 万 4,388 円となっております。

平成 24 年度につきましては、定例会を 2 回、臨時議会を 1 回開催しております。主な支出は、議員 27 名の議員報酬 82 万 2,766 円であります。

2 款「総務費」1 項「総務 管理費」1 目「一般 管理費」の支出済額は、1 億 6,604 万 460 円であります。内容につきましては、主な節について説明いたします。なお、備考欄のマル数字は、主な節に対応しておりますので、ご参照お願いいたします。

3 節職員手当等、764 万 6 円の支出は、職員 20 名分の通勤手当 304 万 8,300 円、時間外勤務手当 439 万 4,906 円などであります。

11 節需用費、154 万 3,024 円の主な支出は、事務用品など消耗品に 53 万 7,009 円、事務所の電気料に 50 万 8,453 円であります。

12 節役務費、94 万 1,015 円の主な支出は、通信運搬費 51 万 2,875 円、公用車 2 台の自動車損害保険料に 33 万 9,660 円であります。14 ページ及び 15 ページをお願いします。

13 節委託料、685 万 3,429 円の支出は、財務会計システム及びグループウェア委託に 579 万 435 円、条例等整備委託に 104 万 550 円であります。

14 節使用料及び賃借料、1,286 万 9,328 円の支出は、L G W A N 接続料 105 万 5,250 円、広域連合事務所等の借上料に 895 万 4,200 円、複合機使用料に 91 万 913 円であります。

18 節備品購入費、32 万 5,689 円は、自治会館内電話機の一斉取り替えによる事務所の電話機 20 台分であります。

19 節負担金、補助及び交付金 1 億 3,577 万 3,689 円の支出は、派遣職員の派遣元の市町村に支払する負担金 1 億 3,570 万 6,689 円であります。

2 目「公平委員会費」及び、2 項「選挙費」につきましては、支出はありませんでした。

3 項「監査委員費」1 目「監査委員費」10 万 2,052 円の支出は、監査委員 2 名の報酬及び費用弁償であります。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」であります。16 ページ及び 17 ページをお願いいたします。

1 目「老人福祉費」3 億 8,477 万 2,837 円の支出は、後期高齢者医療特別会計への、繰出金であります。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」、1,846 万 7,608 円の支出は、財政調整基金条例に基づく 基金として、運用益の積立てのほか 前年度の剰余金の 2 分の 1 を積み立てるものであります。

2 目「臨時特例基金費」49 万 4,450 円の支出は、臨時特例基金利子の積立金であります。

5 款「予備費」の支出は、ありませんでした。次に、一般会計の実質収支に関する 調書でございます。20 ページをお願いします。

歳入総額 5 億 8,888 万 5 千円、歳出総額 5 億 7,092 万 2 千円歳入歳出差引額 1,796 万 3 千円 翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、1,796 万 3 千円でございます。以上、であります。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

- 議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。
認定第1号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 議長(太田利政君) 挙手多数であります。
よって「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第8 認定第2号】

- 議長(太田利政君) 次に、認定第2号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。
事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(太田利政君) 菊原事務局長
- 事務局長(菊原忍君) 認定第2号平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。
最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書8ページ、9ページをご覧ください。

一番下の合計欄になります。歳入合計であります。予算現額939億6,543万9,000円に対し、調定額は910億8,156万6,805円、収入済額は910億7,691万3,279円あります。

なお、収入未済額が465万3,526円ございますが、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分であります。

歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金、及び現役世代からの支援金であります。

次に10ページ、11ページをご覧ください。

歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額939億6,543万9,000円に対し、支出済額896億2,515万5,623円、不用額は43億4,028万3,377円となっております。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、歯科等の給付費用であります。なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、14億5,175万7,656円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(太田利政君) 坂本業務課長
- 業務課長(坂本昇君) 業務課長の坂本です。よろしく願いいたします。
歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料1「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明させていただきます。
決算書の21ページからが特別会計になります。事項別明細書の28ページ・29ページをご覧ください。

主に、款項目、収入済額の欄で説明させていただきます。

1款市町村支出金は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は、143億8,381万1,112円あります。

1項「市町村負担金」1目の「保険料等負担金」56億6,467万5,575円は、医療給付費の1/10に当たる各市町村で収納した保険料相当額であり、2目の「療養給付費負担

金」69億7,038万5,109円は、医療給付費の1/12にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。3目の「保険基盤安定負担金」17億4,875万428円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が3/4、市町村が1/4を負担するもので、県の負担金は、一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものでございます。

次の2款国庫支出金は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は309億8,260万8,538円であります。

1項「国庫負担金」1目の「療養給付費負担金」217億6,485万7,722円は、医療給付費の3/12に当たる国が負担すべき定率負担分であります。2目の「高額医療費負担金」2億8,299万4,170円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を国が負担するものであります。

2項「国庫補助金」、1目の「調整交付金」は、各広域連合間の財政力の不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね1/12を目途として交付されます。収入済額は、82億7,390万8,000円であります。

30ページ・31ページをご覧ください。

2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は、3,234万8,729円であります。

1節の「健康診査事業補助金」2,188万9,000円は、健康診査費用のうち補助基準額の1/3が補助されるものであります。

2節の「保険者機能強化事業補助金」707万8,000円は、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進等の普及啓発の強化及び医療保険者の「意見を聴く場」の設置等の事業に係る国の補助金であります。

3節の「特別高額医療費共同事業補助金」338万1,729円は、レセプト1件400万円を超える著しく高額な医療費について、200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対する国の補助金であります。

3目の「円滑運営臨時特例交付金」6億2,600万9,917円は、低所得者の保険料軽減措置として7割軽減世帯を9割と8.5割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を5割軽減することの平成25年度分の補填対応として交付されたものであります。

4目の「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」9万6,000円は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、標準負担額の免除、それと保険料の減免額に対して国から補助金が交付されたものであります。

5目の「円滑運営事業費補助金」239万4,000円は、広域連合電算処理システムの機器更改等の費用に充てるための補助金であります。

3款県支出金は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は、73億6,452万6,643円であります。

1項「県負担金」、1目の「療養給付費負担金」70億5,902万4,473円は、医療給付費の1/12に当たる県が負担すべき定率負担分であります。2目の「高額医療費負担金」2億8,299万4,170円は、国と同様にレセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を県が負担するものであります。

32ページ・33ページをご覧ください。

2項の「財政安定化基金支出金」は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金であります。平成24年度の交付はありませんでした。

3項の「県補助金」、1目の「後期高齢者保険事業費補助金」2,250万8,000円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診

査費用のうち補助基準額の 1/3 が国と同様に補助されたものであります。

4 款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、給付費用の 4/10 相当額に当たり、収入済額は、367 億 1,268 万 7,859 円であります。

この交付金は、支払基金から、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付されたものであります。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、一件 400 万円を超える高額なレセプトのうち 200 万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されたものであります。収入済額は 992 万 3,012 円であります。

6 款財産収入は、後期高齢者医療給付基金からの運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は、42 万 28 円であります。

34 ページ・35 ページをご覧ください。

7 款繰入金は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は 10 億 3,719 万 6,813 円であります。

1 項の「一般会計繰入金」は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金と、国と県が 1/2 ずつ負担する、小菅村の保険料不均一賦課差額相当額の補填のための繰入金であります。

1 節の市町村負担金繰入金の収入済額につきましては、3 億 8,409 万 4,327 円、2 節の保険料不均一賦課繰入金の収入済額につきましては、67 万 8,510 円であります。

2 項の「基金繰入金」は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てた「臨時特例基金」と、著しい保険料の不足又は医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積み立てた「後期高齢者医療給付基金」からの繰入金であります。収入済額につきましては、1 目の「臨時特例基金繰入金」が 6 億 5,242 万 3,976 円、2 目の「後期高齢者医療給付基金繰入金」は、ありませんでした。

8 款 繰越金は、平成 23 年度からの繰越金であり、収入済額は、4 億 8,966 万 8,369 円であります。

この中には、平成 23 年度に概算で交付された、社会保険診療報酬支払基金への返還金 9,800 万 7,141 円と、国庫支出金等の精算による返還金 7,623 万 7,465 円が含まれております。

9 款県財政安定化基金借入金は、収入がございません。なお、財政安定化基金の事業といたしましては、交付事業と貸付事業がありますが、平成 24 年度におきましては、基金からの交付金・借入金は、共にありませんでした。

10 款諸収入の収入済額は、総額で 9,607 万 905 円であります。

36 ページ・37 ページをご覧ください。

1 項「延滞金、加算金及び過料」、1 目の「延滞金」40 万 6,060 円は、保険料の延滞金であります。2 目の「過料」はございません。

3 目の「加算金」は、4,344 円でありました。

2 項の「預金利子」312 万 851 円は、銀行口座の預金利子であります。

3 項「雑入」、1 目の「第三者納付金」8,221 万 2,876 円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。2 目の「返納金」は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金であります。収入済額は、1,032 万 6,774 円、収入未済額は、465 万 3,526 円であります。

3 目の「雑入」は、収入がございませんでした。

以上が歳入であります。

次に、歳出の決算についてご説明いたします。事項別明細書の 38 ページ・39 ページをご覧ください。

1 款総務費は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は、3 億 9,646 万 6,346 円です。

1 項「総務管理費」、1 目の「一般管理費」でございますが、主なものについて説明させていただきます。

なお、この目の備考欄に主な節の支出項目が記載してあります。各項目の初めのマル数字が節の番号になりますので、ご参照いただきたいと思います。

1 節の「報酬」、3 節の「職員手当等」、4 節の「共済費」、それと 7 節の「賃金」につきましては、3 人の嘱託職員と 2 人の臨時職員に係る人件費であります。

11 節の「需用費」809 万 1,865 円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。

12 節の「役務費」3,734 万 1,784 円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。

13 節「委託料」の主な内容は、備考欄の⑬の項目であります。広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認などの国保連合会委託料、レセプトの配列、突合、縦覧点検などのレセプト点検に係る委託料等々備考欄に記載のとおりでございますが、支出済額は、3 億 838 万 7,396 円です。

14 節の「使用料及び賃借料」3,292 万 7,206 円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末器のリース料であります。

次に、2 款 保険給付費は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は、880 億 1,957 万 5,934 円です。

40 ページ・41 ページをご覧ください。

1 項「療養諸費」、1 目の「療養給付費」827 億 6,679 万 2,651 円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。

2 目の「訪問看護療養費」2 億 3,837 万 7,055 円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。

3 目の「特別療養費」は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はございません。

4 目の「移送費」は、医療機関で治療を受けている被保険者が、医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用ではありますが、支出はございません。

5 目の「審査支払手数料」2 億 6,431 万 6,255 円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用であります。1 件 85 円で、310 万 9,603 件でありました。

6 目の「療養費」10 億 6,370 万 505 円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。

2 項「高額療養諸費」、1 目の「高額療養費」、32 億 7,649 万 6,041 円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて給付するものであります。

2 目の「高額介護合算療養費」5,714 万 3,427 円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の 1 年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものであります。

3 項の「その他医療給付費」3 億 5,275 万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に 5 万円を給付する葬祭費であります。

3 款県財政安定化基金拠出金は、保険料の未納又は給付費の増加により財源不足が生じた場合、無利子の貸付や交付を目的として県に設置された基金に、国、県それと広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ拠出して積み立てるもので、支出済額は 8,434 万円でありました。なお、平成 24 年度末の基金残高は、11 億 5,377 万 2,536 円となっております。

42 ページ・43 ページをご覧ください。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金は、1 件 400 万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200 万円を超える部分を、全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は、868 万 9,390 円であります。

1 目の「特別高額医療費共同事業拠出金」862 万 1,887 円は、事業に対する拠出金であり、2 目の「特別高額医療費共同事業事務費拠出金」6 万 7,503 円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。

5 款保健事業費は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は 8,823 万 4,000 円であります。

1 項「健康保持増進事業費」、1 目の「健康診査費」、4,501 万 6,000 円は、市町村が実施した健康診査に対する補助金であります。2 目の「その他健康保持増進費」4,321 万 8,000 円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村で実施した人間ドック受診事業への補助金でございます。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。

6 款基金積立金は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている 2 つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積立てを行ったものであり、全体の支出済額は、9 億 4,185 万 3,708 円であります。

1 項「基金積立金」、1 目の「臨時特例基金積立金」6 億 2,600 万 9,917 円は、国から保険料軽減の財源として交付された、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てたものでございます。基金の、平成 24 年度末残高は、11 億 6,530 万 9,782 円であります。

2 目の「後期高齢者医療給付基金積立金」3 億 1,584 万 3,791 円は、著しい保険料の不足や医療給付の増加に対応するため、特別会計における前年度剰余金を積み立てたものであります。

基金の平成 24 年度末残高は、4 億 3,509 万 7,489 円となっております。

44 ページ・45 ページをご覧ください。

7 款公債費は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はございません。

8 款諸支出金は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は、8,599 万 6,245 円であります。

1 項「償還金及び還付加算金」、1 目の「保険料還付金」969 万 2,980 円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。2 目の「償還金」7,623 万 7,465 円は、平成 23 年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。なお、内訳は、備考欄にありますように、国庫支出金の返還金が 3,063 万 7,240 円、県支出金の返還金が 4,560 万 225 円であります。3 目の「還付加算金」6 万 5,800 円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものであります。

9 款予備費の支出はありませんでした。

以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、48 ページにございますのでご覧いただきたいと思っております。

歳入総額 910 億 7,691 万 3 千円に対しまして、歳出総額は、896 億 2,515 万 6 千円となり、差引額は、14 億 5,175 万 7 千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、差引額の 14 億 5,175 万 7 千円であります。

以上が、平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容であります。

よろしくお願いたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 22番、後藤政行君

○22番 後藤政行君 歳入の面で質問があります

1番の市町村支出金で保険料等負担金56億6千万円と書いてありますが、これは多分75歳以上の人たちが、年金から特別徴収しているものだと思います。この保険料は。

それで、確か私の記憶からいきますと、18万以下の年金額の人は市町村で普通徴収しているはずだけれど。ここに不納欠損額の収入未済額0円で。そんなこと私はないと思うけれども。たぶん75歳以上の人たちの保険料は年金から6回に分けて特別徴収されているから回収率がいいと思うけども、18万未満の人は、市町村役場が責任もって普通徴収していると思うけれども、これは全然保険料の滞納がないということだけれどもその辺はどうなっているのか。

今の私が言った18万未満の人は普通徴収でいいのか。

次にもう一つ、歳入の件で4番の支払基金交付金っていうのは、先ほどの説明に医療費の10分の4が現役世代からの拠出金で医療費をまかなっている。以前の老人保健拠出金をそのままストレートで持ってきたと思うけれども。この支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金から回ってきていると思うけれども。国民健康保険団体連合会からも回ってきていると思うけれどもそれはどうなっているのかな。

支払基金っていうのは、被用者保険の各医療保険の保険者がいますよね、多分。健康保険組合とか国民健康保険の健康保険組合、被用者保険の各種の健康保険組合ですか。

それが保険料を徴収して、支払基金を経由して配分されると思うけれども。国民健康保険から徴収した現役世代からの徴収の金額は支払基金に合算して入って来ているのかいないのか回答して下さい。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) ただいまのご質問ですが、歳入の保険料の負担金の各市町村分ですが、議員のおっしゃるとおり特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収がこのうちの約36億、普通徴収がこのうちの約20億、過年度分が3千6百万弱あるわけです。この不納欠損につきまして、各市町村において保険料は徴収しています。

従いまして、市町村では不納欠損は生じてくるわけですが、こちらへは保険料について納めていただいた額を広域連合へ納めてもらっていますので、広域連合での不納欠損はないということでございます。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後3時36分休憩—

—午後3時38分再開—

●議長(太田利政君) 議会を再開いたします。坂本課長。

『「はい」との声』

○業務課長(坂本昇君) 国保につきまして、当然各市町村が保険者でございますけど、各市町村である保険者から一度支払基金へ行きまして、それから支払基金から支援金という形で、こちら後期高齢者医療広域連合の会計にも入ってくるという形です。

●議長(太田利政君) はい。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 後藤政行君

○22番 後藤政行君 そして、さっき現役世代の負担金を全国的な規模で一旦集めて、そして、各都道府県へ配布するという設定を聞いたのだが、全国ネットで統括する部門

はどこなのですか。例えば、全国支払基金連合会とかいったものがあるのですか。

例えば、国民健康保険団体連合会が市町村単位であると思うけど、それも全国的な規模で、全国国民健康保険団体連合会とかそういったものがあるのかね。今、社会保険診療報酬支払基金を各都道府県単位であるだけでも、それについても先ほどの説明だと全国的に一旦集計して、各都道府県へ按分すると説明しましたが、それはどこで作業するのですか。お願いします。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 支払基金につきましては、社会保険診療報酬支払基金がありまして、そこで一回全国の保険者から集めまして、それを各都道府県へ分配する。

それから国保につきましても、国保中央会っていうのがありまして、先ほど説明をいたしました特別高額の事業なんかは全国の国保連合会でお互いに負担をしているので、そのための国保中央会があります。そこが国民健康保険に関しましては全国の総元締めのような形になっています。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 後藤政行君

○22番 後藤政行君 さきほどの年金の特別徴収と普通徴収の按分割合が、意外に普通徴収が多くて、20億ぐらい普通徴収ですよ。それは市町村の窓口で徴収していると思うけど、相当こんなに50億中20億ぐらい普通徴収だと市町村に大変な犠牲をかけていると思うけど。各市町村では結構滞納あるんですよ。

これの普通徴収は。それらが面倒だから、各市町村は保険者である広域連合にいったん払い込んで、滞納がないように面子を保っているのかもしれないけれども、もう一つ正式に教えて下さい。普通徴収と特別徴収の割合、数字を36億だかの数字をもう一度説明してください。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 特別徴収が36億3882万1450円、全体の64.24%、普通徴収が19億8997万2990円、これが全体の35.13%になります。過年度分が3588万1135円ございます。これが0.63%になっています。以上です。

●議長(太田利政君) 後藤政行君の質疑を打ち切ります。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 17番、鍋田幹雄君

○17番 鍋田幹雄君 36.37ページの第三者行為のことについてお聞きしたい。収入未済額が4,653,526円ありますが、これは件数的には何件ぐらいで、最高の方ほどのくらいか、それと見通しはどうか教えてもらいたい。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 件数は24年度末現在で42件です。額的には一番多い方で75万円ほどの方が一人でそういう方もおいでになります。状況としてはそんなところです。

●議長(太田利政君) よろしいですか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 鍋田幹雄君

○17番 鍋田幹雄君 その請求は各市町村でやっているのですか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) これにつきましては、すべて広域連合でやっています。

●議長(太田利政君) 他にありますか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 3番、小林義孝君

○3番 小林義孝君 1点だけお伺いしますが、40.41ページのですね。療養諸費の4目移送費が0円という説明ですが、一般的に病院から病院へあるいは、病院から老健へという移送というのは一般的に見られる形式なんですけど、なんか該当する要件に関わってなんか問題があって0円になっているのか。介護保険に全部使われているのか。その辺を伺いたいと思います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 移送費につきましては、医師がその病院においてこれは他の病院へ移した方がいいという判断のもとに移送した場合にここの移送費が生じてきます。医師のそういった判断なくして移動される場合にはこれには該当しませんのでその違いはあります。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3番 小林義孝君 確認させてもらいますが、医師が判断した場合だけ使われる。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) はい。これはですね。医師がやむを得ないと判断した場合のみですので24年度においては1件もなかったということでございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 小林義孝君

○3番 小林義孝君 いずれ難しいあれですけど、そういう判断は医師はしないことになるわけですね。年間を通して0件ってことは、一般的にいわれる専門分野の医科で、いわゆる上級の2次医療とか3次医療へ移送した方がいいって判断が1年間を通じて1件もないっていうのは納得しがたいのですが、いかがでしょうか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 実質的にあるかどうかはあれですけども、いずれにいたしましても、医療としての請求そのものはございませんので支出は0円です。

●議長(太田利政君) 質疑を打ち切ります。ありますか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉明広君

○9番 樋泉明広君 先ほど、質問ができましたが、保険料の問題でございますが、平成24年度の県全体の保険料の調定額が平均どのくらいか。その平均の調定額以上になっている市町村は何件くらいあるか教えて頂きたい。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 資料3決算書補足資料でございます。これの5ページに平成24年度の後期高齢者医療保険料収納状況表がございます。これに調定、収納率を記載させてもらっているんで、これをご参考にさせていただきたいと思います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 樋泉明広君

○9番 樋泉明広君 その平成24年度48,599円以上の市町村は何市町村あるのか。ということをお尋ねしたのですが、わかりますか。お答えできますか。これは、後期高

齢者の数で保険料を割れば出てくると思いますが、それは計算されていますか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 調定額をこえた収納額はありませんので、調定を超えて収納することはありません。その場合調定額イコール収納額がマックスでございますので、調定を上回る収納額はございませんので、そういう例はおそらくないと思います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 樋泉明広君

○9番 樋泉明広君 平成24年度の短期保険証の発行数と資格証の発行数を市町村ごとに、分からなければ全体で結構です。どのくらい発行されているか教えて頂きたい。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 短期証の発行件数でございますが、本年8月1日現在の調査ですが315件でございます。資格証明証の発行は0件です。

●議長(太田利政君) 他にありませんね。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 19番、深澤平助君

○19番 深澤平助君 提案された24年度高齢者医療特別会計決算に反対します。

理由は昨年2月17日の当議会において24年度予算案が上程されましたが、この案には保険料の引き上げが計画されております。

その議会の折、私は高齢者にこれ以上の保険料負担をかけることは妥当ではないと判断いたしました。また、これ以上の必要な予算については公的費用で措置することを主張してきましたが、しかし、その間それらの措置がとられておりません。こうした経過からしてこの決算には反対いたします。以上。

●議長(太田利政君) 他にございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) それでは、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり、認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数でございます。

よって「認定 第2号」は原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第9 議案第7号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第9、議案第7号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第7号平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ898万2千

円を増額し、それぞれ4億7,413万6千円とするものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

主な内容でございます。歳入につきましては、前年度の決算により生じた剰余金を繰越金として受け入れ、その約1/2を市町村負担金の減額分に充当するものであります。歳出につきましては、前年度剰余金の1/2以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしましたが、詳細につきましては、小俣次長から説明させますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小俣事務局次長

○事務局次長(小俣正春君) 詳細につきまして説明いたします。内容につきましては、資料2 予算説明書、1ページからの一般会計補正予算事項別明細書により、説明させていただきます。始めに歳入であります、6ページ、7ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目市町村負担金を897万9千円減額し、4億5,492万7千円とするものでございます。

内容であります、平成24年度の決算により剰余金が1,796万1千円余りに確定しましたので、この剰余金の1/2相当額を予算に反映するものであります。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金を1,796万1千円増額し、1,796万2千円とするものであります。

内容であります、平成24年度の決算により剰余金が1,796万1千円余りに確定しましたので、これを予算に反映するものであります。

引き続き 歳出について、説明いたします。8ページ、9ページをお願いします。

4 款諸支出金、1 項基金費、1 目財政調整基金を898万2千円増額し、903万3千円とするものです。この積立は、地方財政法の規定によりまして、前年度剰余金の1/2以上を基金に積み立てるものであります。以上であります。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第7号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第8号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第10、議案第8号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」についてを議題とします。事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 議案第8号平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

議案書の 17 ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 億 5,232 万 1 千円を増額し、それぞれ 945 億 4,632 万 7 千円とするものでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

歳入につきましては、支払基金交付金の精算に伴う減額及び前年度の決算により生じた剰余金の受け入れによる増額であります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療給付基金への積み立て及び国・県負担金の精算による返還分などです。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは、詳細につきまして、補正予算の事項別明細書で説明させていただきます。

資料 2 予算説明書の 16 ページ・17 ページをご覧ください。

歳入の補正でございますが、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金につきましては、平成 24 年度をもって打ち切りということで、当初入ってくる予定のなかった補助金でございますが、昨年度末に、国から、平成 25 年度においても引き続き補助金を交付する旨の通知があったため、今回の補正で科目を設定するものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目の後期高齢者交付金につきましては、既存の予算から 4 億 9,943 万 6,000 円を減額するものでございます。これは、負担対象額の 4/10 に当たる現役世代からの支援金でございますが、前年度概算交付されていたものに、精算により返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、平成 24 年度の繰越金が確定いたしましたので、14 億 5,175 万 6,000 円を増額するものでございます。

次の 18 ページ・19 ページをご覧ください。

歳出の補正でございますが、

2 款 保険給付費、1 項の療養諸費につきましては、1 目の療養給付費に歳入の災害臨時特例補助金の 1,000 円を充当する以外は、1 目の療養給付費から 6 目の療養費まで、すべて財源更正でございます。支払基金交付金の減額に伴い、繰越金を充当するものであります。

2 款保険給付費、2 項高額療養諸費、1 目の高額療養費と次の 20 ページ・21 ページ、2 目の高額介護合算療養費につきましても、同様の財源更正でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、2 目の後期高齢者医療給付基金積立金 392 万 9,000 円につきましては、後期高齢者医療給付基金への積立金であり、前年度の繰越金のうち、国、県から概算交付により受けた負担金等について、精算により返還すべき費用を除いた額を積み立てるものでございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目の償還金 9 億 4,839 万 1,000 円につきましては、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものでございます。このうち、国庫に返還する額が 8 億 5,747 万 1,902 円、県に返還する額が 9,091 万 9,895 円です。

以上が、平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)の内容です。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第 8 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

- 議長(太田利政君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

- 議長(太田利政君) 無いようですので、討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第 8 号、「平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

- 議長(太田利政君) 挙手全員であります。よって「議案第 8 号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【日程第 11 同意第 1 号】

- 議長(太田利政君) 日程第 11、同意第 1 号「山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(太田利政君) 石井広域連合長。

○広域連合長(石井由己雄君) それではご説明を申し上げます。

副広域連合長でありました、角野幹雄氏の辞職に伴い、新たに、富士河口湖町の渡邊凱保氏を副広域連合長に選任いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

以上であります。

- 議長(太田利政君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

- 議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第 1 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(太田利政君) 挙手全員であります。よって、同意第 1 号は原案のとおり同意されました。

【日程第 12 同意第 2 号】

- 議長(太田利政君) 日程第 12、同意第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、15 番近藤文男君の除斥を求めます

『近藤文男議員の退席』

- 議長(太田利政君) 本件について、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(太田利政君) 石井広域連合長。

○広域連合長(石井由己雄君) それではご説明申し上げます。議会選出監査委員であります身延町芦澤健拓議員から、監査委員の辞職の申し出があり、これを認めたところ

です。新たに、早川町の近藤文男議員を監査委員に選任いたしたいのでご同意をお願いするものであります。

以上です。よろしくお願ひいたします。」

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。近藤文男君の議場への入場を許可します。

『近藤文男議員の入場』

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願ひたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして、平成25年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後4時10分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 太 田 利 政

署名議員 吉 田 昭 男

署名議員 深 澤 平 助